

# 事業系ごみの出し方・減らし方



東 松 島 市

## 事業系ごみの処理責任

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」において、そのごみを排出した事業者が処理責任をもつと定められています。

事業系ごみは家庭ごみには出せません。

事業系ごみは、石巻広域クリーンセンターへの自己搬入、許可業者に依頼するなどして適切に処理してください。

### 基準に違反した場合

1 無許可業者に委託した場合（法律第25条）

⇒5年以下の懲役若しくは1,000万以下の罰金または併科

2 処理を委託しようとする一般廃棄物が事業の範囲に含まれていない許可業者に委託した場合（法律第26条）

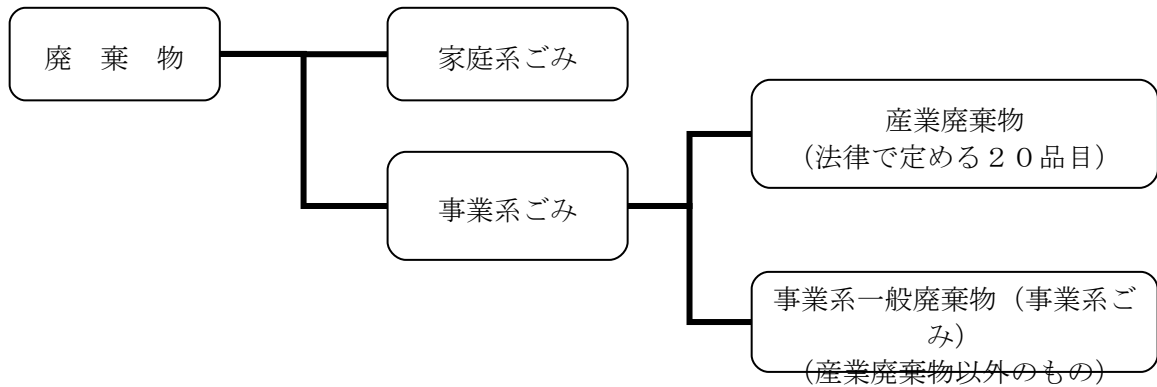
⇒3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金または併科

3 不法投棄した場合（法第25条）

⇒5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金または併科



## 廃棄物の種類



## 事業系一般廃棄物

事業所から出る紙くず、飲食店から出る調理くず  
 その他（実験動物死体、一般廃棄物を焼却した燃え殻） 等

古紙類・・・ダンボール、新聞・雑誌、紙パック オフィス紙 等  
 生ごみ・・・食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣 等  
 一般ごみ・・・汚れのついた紙、リサイクルできない紙 等

業者に依頼する場合

①一般廃棄物収集運搬許可業者（下図参照）

②専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（紙くず、繊維くず）のみの処理を業とし

て

いる業者 等

東松島市収集運搬許可業者（平成22年4月1日から平成24年3月31日）

(有)東栄工業	83-2812	小松	(有)矢本第一衛生	82-2279	大塩
(有)大江	82-5926	矢本	(有)鳴瀬衛生興業	88-2713	大塚
(有)針生組	82-5288	大曲	菊池企業	88-3131	野蒜
(有)矢本清掃興業	82-2018	赤井	(有)丸菱商事	83-2482	矢本

## 産業廃棄物

種類		具体例
1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥 生コン残渣、製造工程から出る泥状物 等
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、固形石鹼 廃タールピッチ など
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液 自動車不凍液 等
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、 廃タイヤ 等
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る
8	金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、切削くず 等
9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	空き瓶、板ガラスくず、陶磁器くず（レンガ、かわら、タイル） 石膏ボード、ALC板、スレート板、サイディング板 等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良のU字溝 等 ※コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残渣、鑄物廃砂、不良鉱石、 キューポラのノロ 等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片 モルタル片、アスファルトコンクリート片 その他これに類する不要物
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発赤施設及び産業廃棄物の焼却 施設の集じん施設で集められたもの （電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト）
13	紙くず	紙、板紙のくず 等  新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
14	木くず	木材片、おがくず、パーク類、パレット 等  新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
15	繊維くず	木綿、羊毛等の天然繊維くず 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
16	動植物性残渣	のりかす、醸造かす 等
17	動物系固形不要物	牛、豚・食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	政令第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので あって、これらに該当しないもの（コンクリート固形化物 等）

## 事業所（業種別）ごとの一般廃棄物・産業廃棄物の例

ここでは、事業所（業種別）ごとにその事業活動によって発生すると思われる廃棄物が「一般廃棄物」か「産業廃棄物」のいずれに該当するかを判断いただくための参考として具体的な例示をしています。

業種指定なしで産業廃棄物になるもの（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉋さい、コンクリートの破片等）でも例示していない場合がありますのでご注意ください。

### 1. 飲食・サービス業

一般廃棄物：調理くず、食べ残し、紙コップ、割り箸、紙くずなど

産業廃棄物：食品などが入っていた空き缶や空きびん、プラスチックやガラス陶器製食器などの不用品など



### 2. 製造業

一般廃棄物：事務所で発生した生ごみや紙くずなど

産業廃棄物：空き缶、空きびん、廃油、ガラス、金属、プラスチック系のごみ

### 3. 建設業

一般廃棄物：事務所で発生した生ごみや紙くずなど

産業廃棄物：新築、改築、除去に伴って発生した廃棄物のすべて



### 4. 医療機関（病院など）

一般廃棄物：事務所・待合室などで発生した生ごみや紙くずなど

産業廃棄物：注射器、注射針、点滴のセット、アンプル、空き缶、空きびん、その他医療機器

#### 医療（在宅医療廃棄物）

一般廃棄物：鋭利でないもの（注射針以外）燃えるごみ、空き缶、空きびん、鋭利であるが安全なしくみをもつもの（ペン型自己注射針）燃えるごみ

医療機関：鋭利なもの（医療用注射針、点滴針）



### 5. 小売店

一般廃棄物：生ごみや紙ごみなど

産業廃棄物：店内で発生した空き缶、空きびん、プラスチック系のごみ



# ゴミを減らしましょう

## ①ごみの流れを確認しましょう

何気なく捨てている部分で、分別しリサイクル出来るものがないか、調べてみましょう。

また、建物ごとのごみのフロー図（分別、排出方法、排出場所、回収業者、処分方法）を作成・周知し、常に職員が行動できる仕組みを作り、排出システムを社内全体で確立させましょう。

## ②分別回収ボックスを設置しましょう

社内に分別回収ボックスなどを設置して、古紙や缶等を分別できる体制を整えましょう。

ボックスはきれい目立つもの、さらに、外から中身を確認できる方が、分別をしている様子が目で確認できます。また、人の視線の高さに分別の表示（主なごみの種類なども記載）をすることで自然に分別意識を持たせることができます。

また、分別が分かりにくいものがありましたら一覧表などを設け、すぐに理解できるようにしましょう。（大きく表示すれば、見やすくなります。）

## ③ごみの減量は、効果の大きいものから実施しましょう

分別回収品目を決める時は、ごみの排出量で減量効果の大きいものから取り組みましょう

## ④ごみの減量の結果をお知らせしましょう

四半期ごとや年に一度に、ごみ減量検討委員会等の場で取り組んだ結果について、経費的な面、CO<sub>2</sub>削減的な面などの成果を報告しそのほかに全職員にも発表をして、さらなるリサイクルにつなげましょう。

## ⑤リサイクル減量・製品などの継続的な購入を心掛けましょう

ごみ減量だけではなく、リサイクルされたものを積極的かつ継続的に活用するようにしましょう。（リサイクル製品のOA用紙、事務用品、トイレットペーパー、詰め替え用品など。）

事業所から出されるごみの上位は紙類・厨芥類（生ごみ）です。  
この2つを上手に減らすことがごみ減量へのキーワードとなります。



ごみの分別  
にご協力ください



# Q & A

- Q 1 指定袋に入れれば、地域のごみ集積所に出すことができますか？  
A 1 できません。地域のごみ集積所に出せるのは、家庭から出されるごみだけです。事業系一般廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければなりません。許可業者に委託をするか、ご自社で石巻広域クリーンセンターに搬入してください。
- Q 2 自営業を営んでいますが、うちでは事業活動に伴うごみがほとんど出ません。家庭ごみと混ぜて地域のごみ集積所に出してもいいですか？  
A 2 いいえ。地域のごみ集積所に出せるのは、家庭から出されるごみだけです。量が少ない場合も、近隣の事業所と共同排出するなどして適切に処理してください。
- Q 3 食品加工業において排出される食品残渣と食堂やレストランから排出される食品残渣は、一般廃棄物ですか？産業廃棄物ですか？  
A 3 食品加工業において排出される食品残渣は産業廃棄物です。また、食堂やレストランなどの食品残渣は事業系一般廃棄物です。
- Q 4 産業廃棄物である動物ふん尿は「畜産農業」から排出されるものに限定されていますが、「畜産類事業」から排出される動物ふん尿も産業廃棄物である動物ふん尿として取り扱って良いのですか？  
A 4 ブリーダーなどの「畜産類事業」での動物ふん尿についても産業廃棄物です。
- Q 5 プラスチック類はどのように分別しますか？  
A 5 従業員の個人消費に伴って出たプラスチック類のごみは一般廃棄物となります。また、それ以外の事業活動に伴って出たプラスチック類のごみは、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物収集運搬・処理業者に処理を依頼してください。
- Q 6 シュレッダーした紙はどのような分別になりますか？  
A 6 リサイクルに適さない（感熱紙、カーボン紙など）が混じっているものは、一般廃棄物として焼却することになります。資源化をすすめるために、安易にシュレッダー処理をせず、紙類としてできるだけ分別してください。
- Q 7 市役所、学校など公共施設から出たごみも事業ごみですか？  
A 7 営利を目的とした事業活動により出されるごみのみならず、地方公共団体や神社・仏閣、福祉施設等、営利を目的としないものであっても、それが事業としてとらえられる主体から出されるごみ全てが事業ごみに該当します。
- Q 8 食品販売、飲食店、食品製造業が搬入する商品は？  
A 8 (中身とビニール袋に分ければ) 中身は一般廃棄物で処理できます。ビニール袋は産業廃棄物となります。
- Q 9 コンビニやガソリンスタンドでお客が出したごみや、従業員の生活ごみは産業廃棄物ですか？  
A 9 分別されていれば一般廃棄物として処理できます。

Q 1 0 一回に出す紙類や厨芥類の排出量が少ない場合は？

A 1 0 周辺地域の事業所と協力し合って、回収業者を事業所間で運行してもらい回収する方法も可能であると思います。これにより、古紙回収が量的・コスト的に難しい小規模な事業所などが参加しやすくなり、回収コストも抑えることができます。周辺の事業所と話し合し合い、それぞれの種類のごみを回収する日を決めましょう。

また、複数の事業所が入っているビルなどでは、一つの事業所で行うよりも、ビル全体などで取り組み、ある程度量をまとめて回収業者に回収を依頼するのも一つの手です。

この二つの方法を組み合わせることにより、さらに大きな効果が得られます。

Q 1 1 従業員が出した弁当ごみはどうしたらよいですか？

A 1 1 従業員が出した弁当ごみについては、事業ごみとして分別し出してください。

Q 1 2 ダンボールなどの資源ごみは、自治体の収入になるのだから家庭用の集積所に出しても良いのではないですか？

A 1 2 たしかに、各家庭から排出された資源ごみなどは市の収入となっています。しかし、事業所内で出たごみは、家庭用の集積所には出せませんので（出した場合、不法投棄に該当し、処罰される可能性があります）、事業所ごとで処分することとなります。

Q 1 3 事業系ごみを自分で燃やしていいの？

A 1 3 敷地内や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却するためには法に基づいた焼却施設でのみ可能となりますので、ご注意下さい。



## 関係法令等

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）

### 循環型社会形成促進基本法

事業者は、事業活動を行うに際しては、廃棄物の発生を抑制する必要な措置を講ずるとともに、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合、適正に循環的利用（再使用，再利用及び熱回収）を行い、若しくは循環的利用が行われるよう必要な措置を講じなければならない。（第11条）

### 資源有効利用促進法

循環型経済システムの構築のため、事業者に3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を求めている（下記参照）。

- 1) リデュース（Reduce）：製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策
- 2) リユース（Reuse）：回収した製品からの部品等の再使用対策
- 3) リサイクル（Recycle）：事業者による製品の回収，資源としての有効活用

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

テレビ・エアコン・洗濯機（衣類乾燥機）・冷蔵庫については、法に基づいた処理をしなければならない。購入先及び買い換え先の小売業者、もしくは産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

※業務用を除く（業務用については、産業廃棄物処理業者に相談すること。）

### 食品リサイクル法

すべての食品関連事業者は、食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効利用を推進する観点から、食品廃棄物の再生利用を進めなければならない。

### フロン回収破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化を促進するフロン類（※）の大気放出を防ぐため、冷媒として特定フロン類が充填されている業務用冷蔵冷凍機器や業務用エアコンの廃棄に際しては、県の登録業者によるフロン類の回収が義務づけられている。

（※）CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）

### 建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事においては、市町村への届出及び特定再生品目（コンクリート、鉄筋コンクリート、木材、アスファルト）の現場での分別・再資源化が義務づけられている。